

農業経営基盤強化促進法に基づく 認定農業者制度について

1. 認定農業者制度とは

農業従事者の急激な減少が懸念されている中で、農業生産を維持・発展させていくためには、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものにし、意欲と能力のあるプロの農業経営者の育成支援していくことが重要となっています。

認定農業者制度は、平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法の中に位置付けられているものです。

効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する「農業経営改善計画（5年後の目標）」について、市の基本構想で設定した所得目標に適合するかを審査・認定し、その計画達成に向けて様々な支援をしていきます。

2. 認定農業者の条件と指標

(1) 申請時における条件

- ① 専ら農業に従事する者又は市長が別に定める基準(※)に該当する者で、満年齢18歳以上である者。
なお、経営改善計画期間中に経営移譲年金受給等により経営を移譲した場合、認定は取り消されます。
- ② 地域でブロックローテーションに取り組んでいる場合は、これに参加する者。
なお、経営改善計画期間中に条件を満たさなくなった場合は、認定は取り消されます。

【農業経営改善計画認定運用基準】(※)

上記市長が別に定める基準に該当する者とは、申請時において主たる従事者が兼業であるものの、その後認定期間内に専ら農業に従事し、基本構想で定める年間農業所得及び年間労働時間の目標達成が確実と見込まれる者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者であることとする。

- (1) 年間農業収入が概ね400万円以上であり、年間農業従事日数が150日以上である者。
- (2) 地区の認定農業者会長、農業協同組合理事、農業委員等から推薦がある者。

(2) 5年後の指標

- ① 年間所得は、主たる農業従事者1人あたり400万円程度。
- ② 年間労働時間は、主たる農業従事者1人あたり1,900時間(年間250日)程度。
- ③ 簿記記帳、青色申告等による経営管理及び休日制の導入等が行われること。

(3) 認定期間満了者の再申請(申請時における条件に加えて)

- ① 過去5年間において、計画に意欲的に取り組み、認定された経営改善計画に基づいた農業経営が行われていること。
- ② 再認定することにより、経営改善計画の達成が見込まれること。

3. 認定農業者への支援措置

認定農業者には、次のような支援があります。

- ① スーパーL資金等の制度資金の融通
- ② 農業経営改善計画の達成に向けた支援
 - ・ 認定農業者経営改善計画支援事業(市単)
農業機械導入・農業施設整備及びコンバイン・スピードスプレヤーのオーバーホールに対する支援(農業機械導入・農業施設整備は、事業実施年度において満75歳までが対象となりますが、71歳以上75歳以下の認定農業者は、後継者がいる場合に限り対象となります。)
 - ・ 農業機械導入支援事業(市単)
土地利用型作物に係る農業用機械導入に対する支援
- ③ 経営所得安定対策への加入資格
- ④ 経営改善に関する研修会や情報提供等

4. 認定農業者になるための方法

「農業経営改善計画認定申請書」を市に提出する必要があります。
現在の農業経営状況と5年後の農業経営を念頭に入れ、別添資料等を参考にし、具体的な経営改善の方策や目標を記載してください。
提出された認定申請書は、山形市農業振興協議会の経営対策推進部会において審査のうえ、認定されます。

認定農業者制度について、または認定申請書の書き方、資金の融通、利用権設定等について、不明な点がありましたらいつでも市役所6階 農政課または農業委員会にご相談ください。

※ 認定申請書の受付窓口は市役所6階 農政課(TEL:641-1212 内線430)になります。

5. 相談窓口

農政課	認定活動(認定志向者・再認定者への認定に関する説明) 支援活動(経営改善等の研修会、情報提供、スーパーL資金等の融資、認定農業者経営改善計画支援事業及び農業機械導入支援事業等の補助)
農業委員会	支援活動(農地の貸借等の相談) 農業委員との啓発普及活動調整、農業者年金相談